

琴浦町男女共同参画審議会について

1 設置、目的等

●琴浦町男女共同参画推進条例第 19 条（設置）

琴浦町男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、琴浦町男女共同参画審議会を設置する。

審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

2 組織

- ・委員：15 人以内（学識経験、団体推薦、町民）
（男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 以上）
- ・任期：令和 5 年 7 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- ・報酬：1 回 2,000 円（所得税込み）

3 委員の役割

- ・年間 2 回の審議会の中で、琴浦町の男女共同参画事業等について調査審議を行う。

4 令和 5 年度の日程（予定）

- （1）第 1 回審議会（令和 5 年 8 月 3 日）：
会長・副会長選任、男女共同参画プランに基づく取組等説明、意見交換
- （2）第 2 回審議会（令和 6 年 2 月～3 月頃）：
令和 5 年度の取組状況および翌年度の課題について確認・審議